

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **茨城町** (都道府県: **茨城県**)
 本事業の担当部局名 **町長公室地域政策課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	茨城町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規		
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 年度 		
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,500,000		円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 茨城町の人口について、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2050年に21,664人になると推計されており、2020年の31,401人から比較すると、△31.0%の減少となる。「第2期総合戦略(令和2年3月策定)」では、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」・「町への新しいひとの流れをつくる」を基本目標に、各種施策を実施しているものの、婚姻率や合計特殊出生率は、県内平均値を下回る状況で、特に、少子化が加速する状況となっている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 「茨城町第2期総合戦略(令和2年3月策定)」に位置付けられた「婚活応援推進事業」は、「茨城町きりきりキュービット結婚支援センター」による、お相手探しからお引き合わせまでのサポートや婚活イベントの開催といった「入り口」施策を担うものであるが、本交付金の活用し、成婚後の生活支援を行うことにより、少子化対策を強力に推進するものである。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「茨城町人口ビジョン・第2期総合戦略(令和2年3月策定)」においては、令和32年(2050年)の目標人口を26,800人とし、4つの基本目標の一つとして「①結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、出生率や婚姻率を上げることが目標に、婚活応援推進事業等を行っている。本事業については、これらの事業に加え、経済的理由で結婚に踏み出せない若い世代への支援として行うものである。</p>				
個別事業の内容	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input type="radio"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input type="radio"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input type="radio"/>	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input type="radio"/>	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合		
【対象費目】					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	家賃	住宅購入費用	リフォーム費用	引越費用	
【継続補助】					
継続補助規定の有無 有					
【その他独自要件】					
<ul style="list-style-type: none"> ・茨城町に3年以上、生活の本拠として、継続して居住する意思があること。 ・婚姻に伴い購入し、リフォームし、若しくは賃借した住宅又は引っ越しをした先の住宅(以下「対象住宅」という。)が町内にあり、申請時において、その対象住宅が夫婦の住民基本台帳に住所として記録されていること。 ・対象住宅の売買契約又は賃借契約の名義人が夫婦のいずれか一方であり、かつ、賃貸の場合、夫婦の双方又はいずれか一方が当該住宅の家賃を支払っていること。 ・夫婦のいずれも町税等に滞納がないこと。 ・夫婦のいずれも生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃等の補助を受けていないこと。 ・夫婦のいずれも茨城町及び他の自治体における結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けていないこと。 ・夫婦のいずれも暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものを含む。)でないこと。 					
2. 申請見込					
①新規世帯見込	10	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	とも29歳以下	5	世帯		
	その他	5	世帯		

※(注)3

【世帯数積算根拠】

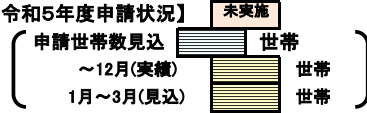
29歳以下:5世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)=300万円
 上記以外:5世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)=150万円

申請見込については、令和6年度からの新規事業であることから、以下の各種統計等により積算。

- ①R4年度婚姻件数 71件(町・町民課)
- ②各年代の年間婚姻割合(平成30年度茨城県保健福祉統計年報)
 - ・夫婦ともに19歳以下 100件
 - ・夫婦ともに20～24歳 1,173件
 - ・夫婦ともに25～29歳 3,499件 →38.7%
 - ・夫婦ともに30～34歳 2,521件
 - ・夫婦ともに35～39歳 1,798件 →35.0%
- ③ ①に②を乗じ、29歳以下と30～39歳以下の年代別の婚姻数を算出
 - ・29歳以下:71件×0.387=27件
 - ・上記以外:71件×0.350=25件
- ④世帯所得500万円未満割合(令和4年度就業構造基本調査)
 - ・30歳未満 82%
 - ・30～39歳 40%
- ⑤ ③に④を乗じ、世帯所得500万円未満の世帯数を算出
 - ・29歳以下:27件×0.82=22件
 - ・上記以外:25件×0.40=10件
- ⑥近隣市町村における申請状況を参考に、上記のとおり見込世帯数を算出

(参考)

【令和5年度申請状況】



【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	5 世帯 × 600,000 円 =	3,000,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円	
(継続補助)			
合計		4,500,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・町HP、広報紙、SNS等での周知
- ・公共施設(町民課窓口 等)に案内ポスターを掲示・案内チラシを配架するほか、婚姻届出時に配布
- ・町婚活イベント参加者に、案内チラシを配布

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		第2期総合戦略 基本目標③の数値目標「転入転出者の数」		人	転入超過134人
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.34 (H25年～H29年)	
	婚姻件数		件	71件 (R4年度)	
婚姻率			3.3 (R3年人口動態調査)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	-
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	-	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	-	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県HP、いばらき出会いサポートセンターHPで広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内事業者(町商工会加盟事業者)や町内金融機関等に対し、チラシ配架の依頼を行う。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。